

令和 2 年 9 月

保護者 各位

大田区教育委員会

中学校特別支援教室（サポートルーム）の利用について

日頃から、大田区の教育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、すでにお知らせしておりますとおり、令和 3 年 4 月から、在籍する中学校におきましてもサポートルームの利用が開始されます。

現在、情緒障害等通級指導学級の利用がなく、令和 3 年 4 月からサポートルームの利用を希望する保護者の方は、令和 2 年 10 月 9 日（金）までに、学校にご相談ください。

※特別支援教室（サポートルーム）とは

教員が各校を巡回して指導することで、今まで通級指導学級で行ってきた特別な指導（学習上や生活上の困難を改善、克服する指導）を、生徒が在籍校で受けられるようにするものです。単に学習の遅れを取り戻すための指導を行うものではありません。

【問合せ先】

制度について	: 学務課特別支援教育担当	電話 (03) 5744-1440
指導内容について	: 指導課指導主事	電話 (03) 5744-1435
就学相談について	: 教育センター就学相談担当	電話 (03) 5748-1202